

佐賀県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江一丁目二番九号	平成二二・四・一
田辺歯科医院	唐津市坊主町五五六番地	平成二二・四・一九
近藤医院	多久市北多久町大字小侍二一六一番地一	平成二二・五・二
飯田歯科医院	伊万里市立花町三四五七番地	平成二二・四・一
ピース薬局下田町店	佐賀市下田町二番一号	平成二二・四・一
医療法人智仁会吉原内科	佐賀市水ヶ江五丁目一番地一一号	平成二二・四・一
ジョイフル歯科医院	鳥栖市本鳥栖町五三七番地一	平成二二・四・一
中川歯科医院	鳥栖市曾根崎町二二七七番地	平成二二・四・一

名称	所在地	廃止年月日
いなだ小児科・アレギー科	小城市三日月町長神田二一七三番三	平成二二・六・一
古賀病院	鳥栖市本通町一丁目八五五番地一	平成二二・六・一
森永歯科医院	小城市小城町二五二番地二	平成二二・四・二七
かみぞのクリニック	佐賀市神園六丁目一七七番地一	平成二二・四・一